

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年11月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が〇〇海岸保全地区（左岸）に係る防波堤及び埋め立、〇〇〇〇に売り渡した経緯経過（契約書含む）境界確定、法務局の登記、国の許可書及び保安林の伐採許可書から（変更届）含む関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「本件請求に係る公文書は作成しておらず、不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年12月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（〇〇海岸に関する書類）は以前公開している。海岸保全区域の開発等の書類があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

本件請求は、港湾管理者が海岸管理者となる〇〇海岸保全区域に関する書類全部（以下「本件公文書」という。）の公開を要求である。

具体的には、①防潮堤及び埋立てに関する資料、②〇〇〇〇に土地を売却した経緯が分かる書類、③境界確定や登記が分かる書類、④国の許可書、⑤保安林伐採に関する書類である。

〇〇港において、〇〇海岸の防潮堤は昭和５２年から昭和５３年にかけて、〇〇川河口部北岸の防潮堤は昭和５５年に竣工している。①については、防潮堤の工事に関する文書であり、保存期間を経過していることから存在しない。②については、実施機関は土地を売却したという事実はなく、③から⑤の関係文書を作成及び取得しておらず、存在しない。

なお、令和２年１２月１日、審査請求人は「〇〇海岸に係る海岸保全区域の開発等の書類が公開されていない」ことを理由として、本件処分に対する審査請求を行った。当該文書については、同日に審査請求人から提出された「〇〇海岸付近の海岸保全区域の図面全部」の公開請求に対して、「令和２年１２月１５日付け南総第３２００８号」の公開決定通知により、「〇〇港海岸保全区域図」は公開済みである。

第５ 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

処分庁は、防波堤及び埋め立てした中で売買した書類と主張する。しかしながら、保安林は平成６年度の調査を実施した公開書類がある。

第６ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和３年 ３月２３日	諮問
令和７年 ７月２９日 第３部会（第２２回）	審議
同 年 ８月２７日 第３部会（第２３回）	審議

第７ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書は不存在であると主張している。

これに対して審査請求人は、「県は、あるべき書類（〇〇海岸に関する書類）は以前公開している。海岸保全域区の開発等の書類があるので出せ。」と主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の特定及び保有の有無について

（１）公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件公文書を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関の公文書の特定について、不合理な点はない。

（２）公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、〇〇港において、〇〇海岸の防潮堤は昭和５２年から昭和５３年にかけて、〇〇川河口部北岸の防潮堤は昭和５５年に竣工していることから、当該防潮堤の工事に関する文書は、保存期間を経過していることから存在しないと説明している。

公文書の保存期間については、徳島県公文書管理規則（平成１３年徳島県規則第７３号。）第６条及び別表により保存期間の基準が定められており、公文書を保有する課において、当該規則の基準をもとに公文書ごとに保存期間を定めることとしている。

実施機関に確認したところ、当該防潮堤の工事に関する文書は、文書ごとに３年又は５年の保存期間を定めているとのことである。

また、審査請求人が主張する「〇〇〇〇に売り渡した経緯経過（契約書含む）境界確定、法務局の登記、国の許可書及び保安林の伐採許可書から（変更届）含む関係書類」については、実施機関は土地を売却したという事実はなく、当該文書を作成又は取得しておらず存在しないと説明している。

当審査会において確認したところ、本件請求当時、〇〇〇〇に土地を売却した事実を確認することができなかった。

以上により、本件請求に係る公文書について、保有しておらず、文書が不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	